

広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十二号

### 広島県学校職員定数条例及び広島県警察職員定員条例の一部を改正する条例

(広島県学校職員定数条例の一部改正)

第一条 広島県学校職員定数条例(平成十二年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、二四六人」を「五、二七〇人」に改め、同条第二号中「一四、七七四人」を「一四、七九〇人」に改める。

(広島県警察職員定員条例の一部改正)

第二条 広島県警察職員定員条例(昭和二十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五、一二三人」を「五、一四六人」に、「一五一人」を「一五二人」に、「三三一人」を「三三二人」に、「一、四九七人」を「一、五〇四人」に、「一、五四八人」を「一、五五五人」に、「一、五九六人」を「一、六〇三人」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。